

平成 2 4 年 第 1 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 4 年 8 月 2 8 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	吉 野 弘 保
委員長職務代理者	松 原 秀 成
委員	早 川 大 府
委員	土 田 アイ子
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	土 屋 典 昭
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	建 部 豊
	学校施設担当課長	永 井 博 史
	統括指導主事	浜 田 真 二

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	岩 生 裕 治

	開 会 時 刻 午後 1 時
吉 野 委 員 長	ただいまから、平成 2 4 年第 1 6 回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は 5 名から傍聴の申し出があります。許可してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、傍聴人の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第 1、署名委員の決定。早川委員と土田委員にお願いします。 日程第 2、議案の審議にまいります。はじめに、継続中の平成 2 3 年陳情 第 3 号「江戸川区区内における区立小・中学校給食についての陳情」を議題と いたします。事務局から何かありますか。
住田学務課長	前回の教育委員会で、陳情にあるそれぞれの項目について現在の状況などを説明させていただきましたが、それ以降、変わった点はございません。
委 員 長	月曜日から二学期に入り給食も始まるわけですが、委員の皆さんからは何かご意見ありますか。
早 川 委 員	昨年の 9 月 2 0 日から 1 年近く審議を重ねてきたのですが、結論を出していくとした場合に、過去の例も含めてどのような扱いがあり得るのか、もう一度確認の意味で事務局にお聞きしたい。
土屋 教育推進課長	基本的には採択か不採択。さらに趣旨の採択というものもございます。 採択は、陳情の趣旨、内容含めて全て賛同できるということです。教育委員会としての考え方、方向性と違う場合には不採択ということになると思います。それから趣旨採択というのは、趣旨については理解できるが、例えば今回でいう記書きの部分について方向なり方針が食い違うというような場合になるかと思います。ただ、賛同する場合が採択で、それ以外は不採択というのが通例ではないかと考えます。

早 川 委 員	例えば、学校給食において区独自の食品検査の実施について検討するという項目があるのですが、これを実施するためには独自の基準を決めなければいけないわけで、区全体の問題であるのに、学校給食だけを取り上げてというのはやり方が違うと思いますので、この項目については採択できないと私は考えているのですが。
委 員 長	今のご意見のように、一つだけでも認められないとなれば、全体として不採択という考え方になるのでしょうか。
教育推進課長	教育委員会は議会と違い執行機関でもあるわけです。ここで決定すれば、それは意見表明だけではなく、それに従って実施するということも含まれてきますので、そのあたりも踏まえてご判断いただければと思います。
浅 野 教 育 長	全体のトーンとして捉えなければいけない陳情であるかどうかということは、中身の問題としてあると思うのですが、これは陳情そのものに、教育委員会に下記の指示ができないかと書いてあるわけですので、教育委員会としてできる項目とできない項目があれば、そのように分けて回答するというやり方があっても、おかしくはないと思います。
委 員 長	それは、採択、不採択といった言い方としてはどうなるのですか。
教 育 長	一部採択ということになると思います。これは、はっきりしたルールを決めているわけではなく、先ほども一般的な考え方としてそういう回答の仕方があるということを申し上げたわけでした、相手によくわかるように回答してあげればいいのかと思います。 全体として全く取り上げられないということであれば、当然不採択ということになりますけども、部分的にこれはやるということになれば、先ほどの仕切りだと、採択でもあり不採択でもあるわけですから、どちらにもとれなくなってしまうので、その場合は個別に回答すればいいのではないかなという気がします。 ただ、この部分についてはやるということについて、各委員の意見が違うというのは良くないと思うので、それは委員会全体の意思として決めなくてはいいと思います。

土 田 委 員	教育委員会にこういう陳情が出ていることをご存じの保護者の方もいらっしゃるのですが、話を聞くと、先ほど早川委員もおっしゃったように、学校給食において区独自の食品検査の実施というけれども、私立幼稚園や保育園の給食に関してはどうなるのかという意見も出ております。 それから、地元取引業者宛てに未検査地域の食材を受け入れないように、情報提供及び指導をするとありますが、給食食材の納入をしている業者さんに伺うと、仕入れの段階からきちんとチェックされているんですね。大変に神経を使っているわけです。これを指導するというのは、今まで一貫して努力してきているのに、あたかも自分たちがこうしたことをしていないと受け取れるような文章で、まことに残念だと言われました。 もう1点、一部小学校で既に実施されている毎日の給食食材、産地の表示について保護者から要望があった場合、他の学校でも実施するように推奨するという中で、人手が足りず栄養士に負担過多となる場合、保護者あるいは区民ボランティアによる学校応援体制を図ることを含めるということについては、保護者にもできる方とできない方がいらっしゃるし、ボランティアの方も含めて責任体制はどうなるのでしょうかという意見がありました。また、産地でも異常なくらい神経を使い、食材の提供に取り組んでいます。 私はもう少し時間をかけ、鋭意、生の声を伺いながら、調査、検討できればと思っております。
松 原 委 員	項目にある水筒の持参についてはこれまでも言ってきたのですが、教育委員会が全校に対して持たせなさいという指示をすることについては課題があると思うんです。これは現に、学校ごとに対応していますので。 それから、先日福島に行って来まして、そこは原発からかなり離れている内地でしたが、旅館なども若い子どもの食事については神経を使っているのだというお話を伺いました。どこにあっても、食材については放射線の測定をきちんとやったうえで市場に出てきていると私自身は思っています。
委 員 長	各委員さんからお話いただきましたが、それぞれ項目ごとに、もう少し精査したいという意見もありますので、引き続き継続ということによろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委 員 長	それでは本陳情は継続ということにいたします。 次に、これも継続中の平成24年陳情第2号「江戸川区日光林間学校についての陳情」を議題といたします。事務局から何かありますか。
教育推進課長	前回提出された追加資料ですが、提出者とあるのは陳情者4名のうち1名で、内容は4名の合意ではなく1名で提出したとのことでした。 しかし、その後8月20日付けで陳情者4名の連名で、この追加資料を差し替えたい旨の申し出と届け出がございました。 またこの中で、件名が「平成24年陳情第2号の追加資料の提出」から「平成24年陳情第2号の追加理由と資料の提出」に変更されております。
教 育 長	前回、陳情と追加資料の関係、この資料の提出者が独自に判断して出したのか、4人が了解して出したのかがよくわからないということだったと思うのですが、それは確認したところ、この資料提出者が自分で判断して出したということなのですね。それを4人で協議して、連名であらためて出してきましたということでした。
松 原 委 員	最初は4名で出して、次に個人で追加を出したという、その背景もよくわからないのですが、表記されている文言も個人的には何か変だなという部分もありまして、陳情の趣旨がよくわからないというのが感想です。 追加資料は連名で出し直されましたが内容は変わっていませんしね。
教 育 長	前回も申し上げたのですが、この資料の扱いを決めた方がいいと思うのです。追加理由と資料ということで、資料だけではなく理由も追加されていまして、その追加された理由というのは、教育委員会は何もしていないということですね。これを陳情者全員が、あらためて追加理由として認めて出してきたということで、これを合わせて見るのかどうかを整理して、合わせて見るなら追加部分も含めて回答しなくてははいけませんので。 教育委員会の対応は恥に値するというようなことについて、我々がそうですねという回答をするのかしないのかということなのです。
委 員 長	そうですね。どのような扱いにするかですよ。
早 川 委 員	それは、8月20日付けで4人の署名で出ているのだから、追加して合わせてみることになるのではないのでしょうか。

	ですから、趣旨としては教育委員会の怠慢である、教育委員会の対応は恥じるに値するほど無策であると、こういう陳情だと私は理解していますので、これは不採択するべきと考えます。
教 育 長	私も、受け止め方としてはそう受け止めるべきだと思います。
松 原 委 員	私もそう思います。
土 田 委 員	日光市は観光で生きているところがありますし、林間学校などで東京からたくさんの子どもが来るということも認識していて、行政も地域の方たちも、観光に携わるところも全力を挙げて安全対策に取り組んでいます。 もちろん私たちも、日光林間学校というのが子どもたちにとって大変貴重な体験をできる場所であり、その安全というものはきちんと確認しなくてはいけないという認識でいるわけです。 そういう中で、こういう文言は残念ですし、怠慢であるとか、恥じるに値するほど無策であるとか、ここまでおっしゃるというのはいかがなものかと思います。
委 員 長	現場を見ていたほうがいいと思い、先日、日光まで行ってきました。東武の日光駅から歩いて林間学校まで行き、敷地内の測定をしたという場所も見えてまいりました。 そして周辺を歩いてみたのですが、民家があって地元の人普通に生活していますし、そば屋なんかも普通に営業していました。畑のようなところで作業している人もいました。 子どもの安全を考えていないということではなく、測定もして、そういうところが安全だと判断して行っていることを感じました。 東照宮という世界遺産が近くにあるような環境があって、そこで色々な経験ができるのに、させてあげないことこそ怠慢ではないかと思います。 この件に関しては、恥じるに値するほどの無策ということではなく、対応したうえでの実施と思っています。 どうでしょうか。この陳情に対して本日結論を出すことにいたしますか。
早 川 委 員	よろしいのではないのでしょうか、本日述べた意見について次回になっても変えるつもりはありませんので。

土 田 委 員	私は次回にお願いしたいのですが。
教 育 長	今回でも構わないのですが、できれば採決するという点に関して、全員の考えが揃ってからの方がいいと思います。
早 川 委 員	了解しました。
委 員 長	それでは、そういうことを踏まえて今回は継続ということでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、平成24年陳情第2号は継続といたします。 次に、継続中の平成24年陳情第3号「幼児教育のセーフティネットの視点から、鹿本幼稚園閉園の延期を求める陳情」を議題といたします。事務局より何かございますか。
学 務 課 長	この陳情は、1点目に鹿本幼稚園の閉園によって徒歩で通える園がなくなってしまうということ、2点目に区立幼稚園が閉園すると、経済的に幼稚園に通えない子どもが出てしまうということ、それから3点目に障害を持ったお子さんなどで、私立に入れなかったお子さんの受け皿がなくなってしまうということで、それらのセーフティネットの視点から、閉園の延期を陳情しているものであると思います。 これらについては、これまで文教委員会などいろいろなところで説明してきたことでもあるので、ここでもう一度整理してご説明します。 1点目については、現在、鹿本幼稚園の在園児の住所は、本一色の一丁目から三丁目が4割ぐらい、それ以外の方が6割ぐらいを占めておりますが、この在園児の住所地付近に、私立幼稚園は8園ほどございます。一部の人にとっては遠くなることはあるかもしれませんが、通える園が全くなくなってしまうということにはならないと考えております。 次に2点目の経済的な面ですが、私立幼稚園の保護者に対しては区から月2万6,000円の保育料と8万円の入園料の補助が出ており、他の自治体に比べて、非常に安い費用で幼稚園に通うことができます。さらに経済的に苦しい世帯に対しては就園奨励の制度もあり、実際江戸川区では、幼稚園児全体の96%が私立に通っている状況です。

	3点目の障害児の受け入れ等については、昨年度、区立幼稚園で配慮を必要とする子どもの数は4歳児と5歳児合わせて27人いましたけれども、障害児の多くが区立幼稚園にいるとはとらえておりません。 ただ、障害を持った就学前の子どもたちが集団で保育を受けられるということは大切なので、今、急増している発達障害児に対して、関係部署や団体が集まって、受け入れなどについて検討をしている状況です。
委員長	委員の皆さんからご意見がありましたらお願いします。
土田委員	夕方まで預かっている子どもは何人ぐらいいますか。
学務課長	ショートサポートは、有料で月8回まで時間を延長して預かるという制度ですが、人数については、今、手元がないので次回に報告させていただきたいと思います。
早川委員	子どもが少なくなっているという全体の状況と当事者の事情がありまして、個別の事情については理解できる部分もありますし、ご満足をいただけないかもしれませんが、財政的なものも含めて江戸川区全体としてどうするかという判断の視点で鹿本幼稚園の閉園を考えています。 今、土田委員から資料の要求がありましたので、今日に関していえば継続ということによろしいかと思います。
松原委員	幼児教育のセーフティネットという視点からということで、最初の段落には3月11日のような地震が発生したら迎えに行けないということが書かれていますが、それは幼稚園、私立、公立を問わず、そのセクションが責任を持って園児、子どもたちの安全と命を守ることだと思うんです。 次の経済的な部分が課題なのだろうと捉えてはいるのですが、これは退職不補充などの区全体の視点で考えてみると、やはりやむを得ないのかなと思います。
委員長	前に保護者の方のアンケートを見て、やはり個々の事情はいろいろとあるのだと思いました。 しかし、先ほど96%のお子さんが私立幼稚園に行っているという話がありましたが、もちろん区立幼稚園ではとてもいい環境で保育していただいているのですが、江戸川区全体として考えたときには改めていかなければいけ

	ないのかなとも思います。 今日のところは、次回に数字が出てくるものがありますので、継続としてよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、陳情第2号は継続といたします。 次に、第46号議案を議題といたします。内容の説明を事務局からお願いします。
教育推進課長	第46号議案は平成24、25年度の江戸川区指定登録文化財候補案件の諮問についてです。これからご説明する案件を、文化財保護審議会に諮問したいということでございます。 第1号、2号、3号案件は絵画です。いずれも江戸川区松本の寿昌院、通称松本弁天で所有しているものを有形文化財として候補に挙げさせていただきました。 次に、第4号、5号案件は、工芸美術のゆかた染めのお二人を無形文化財ということで諮るものです。 第6号案件は、これは前回諮問したところ継続となった、小岩の甲和焼の保持者です。再度諮問させていただきたいと思っております。 第7号案件は、藍型染めの型紙です。所有者は自分でも型紙をつくっている方なのですが、それだけではなく古くは江戸時代のものから型紙を収集しており、約3万点ほど所蔵されています。これらについて諮問するというものです。 第8号案件は、香取神社代々神楽ということで、風俗・慣習の分野の無形民俗文化財となります。江戸川区中央の香取神社にて江戸時代から代々、神官が伝えている神楽でございます。 以上8点を諮問し、審議会で調査のうえ答申いただくということでの提案です。以上です。
委 員 長	何かご意見はございますか。
早 川 委 員	例えば第1号から第3号の絵画は以前から寿昌院さんにあったと思うのですが、今になって出てくるというのは、どういう経緯なのですか。

教育推進課長	平成16年から江戸川区の仏教美術調査というのを行っておりまして、その追加調査の中で出てきたものです。以前は、私どもで所在を把握できていなかったということです。
早 川 委 員	文化財として指定・登録をされると、私有財産ではありますが、どういう縛りや補助があるのか、いま一度確認の意味で教えてください。
教育推進課長	指定されると、縛りといいますか規制が強くなります。簡単にいうと、ご自分で処分したりするということとはできなくなり、全て教育委員会の許可が必要になります。 また、指定や登録の場合には、ここにそういうものがありますよということ公表し、基本的には年に1回は公開させていただくということを了解のうえで、指定ないし登録をすることになります。 それから、これらをそのまま保持、保存するために経費がかかる場合がありますので、その対象物にもよるのですが、年間2万円から5万円程度を補助金という形でお出ししております。
早 川 委 員	例えば、火災への配慮が義務づけられたりするのでしょうか。
教育推進課長	個別の保管方法は所有者にお任せし、こちらから防火金庫にしまってくれといったことまでは指示しません。
早 川 委 員	16世紀に描かれたものだとか400年経っているということですよ。
教育推進課長	そのあたりの真贋も含めて審議会の先生方に見ていただき、ご意見を伺うということになるわけです。
早 川 委 員	今までお寺さんなどが先祖代々守って来たものを、我々が公開することによって、かえって駄目にしてしまうこともないとは限らないので、少しそういう心配もあるなと思いますね。
委 員 長	第6号については、前回の審議会の折に、この工芸はこの方が立ち上げたものなので、文化財としてはどうかということで継続審議になったように記憶しています。それをまた諮問するというのはどうなのでしょう。

教育推進課長	前はしばらく様子を見ようという話にはなったのですが、文化財の担当としては、この方の技術がやはり後世に残るものだという認識もございます。 これは審議会の先生方に最終的に答申していただく形になりますが、今回、一切俎上にのせないということではなく、もう一度見ていただきたいということで諮るものです。
委 員 長	他にはよろしいですか。それでは、第４６号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。教育推進課からお願いします。
教育推進課長	後援名義使用申請が２件ございます。 １件目は、第４０回江戸川区吹奏楽連盟定期演奏会で、教育委員会の後援は３５回目となります。９月９日にタワーホール船堀の大ホールで開催されます。区内における吹奏楽の振興、音楽文化の向上を目指して、区内吹奏楽団体が一堂に会しての演奏会を行うものです。出演１５団体のうち区立中学校が４校参加していることもあり、引き続き後援をお願いしたいということでございます。続いて指導室から説明します。
建部指導室長	それでは第５８回全国夜間中学校研究大会の後援申請について説明させていただきます。夜間学級の教職員と関係者を中心とした研究会で、今回で後援申請は８回目になります。会場は葛飾区立石にありますウィメンズパルでございます。説明は以上です。
委 員 長	特に質問などなければ次をお願いします。
教育推進課長	平成２４年度教育委員会の事務事業点検・評価の実施についてです。２３年度実施事業から各課１事業を選定し、評価を加えるということで考えております。 選定した事業は、教育推進課が教育情報化の推進、学務課が就学援助、学

	校施設担当課が小・中学校の水飲栓の直結給水化モデル事業、指導室が日本のしらべ、教育研究所が教育相談でございます。 この後、教育委員会事務局による自己評価、学識研究者への意見聴取、さらに教育委員会において総合評価をいただき、報告書を公表していく予定です。説明は以上です。
松 原 委 員	学務課ではどのような経緯で就学援助を選びましたか。
学 務 課 長	学務課の事務の中では、この就学援助が非常に大きなボリュームを、予算的にも仕事量的にも締めているということと、全体の3割を超えるぐらいの児童生徒がこの就学援助を受けているということもあり、選んでみました。
松 原 委 員	例えば進学時の支援、奨学金などに比べると、取り上げて評価するのはいろいろ難しいのではないかと思いますものですから。
早 川 委 員	去年は、どの事業を評価しましたかね。
教育推進課長	去年は学校応援団、小・中学校の給食調理業務委託、学校施設の耐震化、科学教育センター、教育相談でした。
早 川 委 員	今年のエデュケーションの情報化の推進というのは面白いのではないですかね。
教育推進課長	情報化には、教員の公務を支援するシステムと教育用のシステムの二つが動いておりまして、それぞれ高額のコストもかかっておりますので、効果を含めて評価を加えたいと思いました。
土 田 委 員	学力の向上であるとか、それから今年読書科が始まりましたので、来年は読書のことについて取り上げられるといいなと思いますね。
早 川 委 員	小学校の外国語活動や、中学校の武道なども評価するに値するのではないかと思います。 あとは、学力向上、体力向上への取り組みについても学識経験者のご意見を伺ってみたいという気がします。

指 導 室 長	小学校外国語活動と武道の必修化は、学習指導要領に位置付いており、全国一律に行っているということで、区独自事業ではありません。 当然関心は高く、現状を分析して、授業を改善するということはあると思うのですが、外部評価での事業点検に馴染むものかどうかというところはあると思います。 学力向上についても、事業というよりも各学校の取り組みについて我々が指導・助言をして、改善ポイントを明確にしていくということと、各学校で行われる保護者会等で、学校が説明責任を果たすというところに重きを置いているものですから、これらを事業として評価するということがどうなのかというところはあると思いますが、参考にさせていただければと思います。
松 原 委 員	参考として聞いていただきたいのですが、学務課では学校選択制のアンケートを実施し、検討を加えて制度を改善していきましたので、そのことについての点検・評価という選択肢もあるのではないかなという感じもしました。
委 員 長	今は案として出していただいていますので、もし委員さんの中で、こちらの事業をとというのがあれば提案をしていただくということで。 確か去年もそういう流れで1項目変更いただいたかと思います。これはいつまでに固める必要がありますか。
教育推進課長	なるべく早く公表までいけるようにと考えておりますので、次回の委員会は9月の第2週ですが、そのあたりには決めたいと考えております。
土 田 委 員	学校施設担当課の水飲栓直結給水化モデル事業というのはどういうものですか。
永井 学校施設担当 課長	水飲栓の直結化は、東京都水道局ですすめておりまして、それに対して区が手を上げて補助を受けて整備しています。 ポンプで水をくみ上げてタンクから落としているものについて、タンクに滞留させずに直接水を飲めるような場所を増やしていくというものです。 モデルということで、現実には年に2、3校しかできておりません。
委 員 長	今日は一応案ということで受けとめまして、次回に委員さんの意見も加えながら決めていくということでよろしいですかね。

早 川 委 員	ある程度は考え方をまとめておかないといけないと思います。話が出ました読書科、外国語教育、武道、学力向上といったあたりは点検評価する事業としては捉えにくいということでしたよね。
指 導 室 長	読書科というのは今年度スタートしたのですが、江戸川区独自で地域の特性も合わせて出てきた事業として、今後、これを継続していくのかどうかというようなことも含めて評価していくというのは、一つの考えとしてあると思います。 一方で小学校の外国語活動は、学習指導要領でやるものですから、仮にやめたくてもやっていかなければいけないものです。その中で授業の課題とか先生方の資質の問題に対しては指導室などで取り組んでいかなければいけないのですが、外国語活動自体を事業評価するのは馴染まないのではないかなというお話をさせていただきました。 また、武道の必修化も同じで、柔道の先生の力量を上げていくということは、当然、指摘として出てくると思いますが、それは人事異動や、その他で改善すべきで、事業自体をどうするかということと直結するかどうかという課題は残るかと思うのです。
早 川 委 員	正直言うと一番に関心を持っているのは学力向上とか体力向上というところで、司令塔である教育委員会の中では、現実はどうだったのかという評価をもちろんするわけですが、外部の方にも評価をいただきたいという思いがあってこだわってしまうのです。
教 育 長	こういう事業評価は一つの形式があって、このために何時間も議論して一定の方向を出すという性格のものではなく、今までもご覧になっているように一定の様式に事業概要が書いてあって、これについてどうかというコメントがあるような評価なのです。 学力向上とか体力向上とか読書科の評価というのは、委員会の中で日常的に提起していただいて議論すべきもので、こういう評価に馴染まないのかなという感じがします。 学力向上ということになると本当に大きな問題で、区のほうでも評価をしますが、区民の行政に対する満足度であるとか、そういうものに近くなってきました。そういうものは評価しようがないというところがありますので、個別の事業を少し具体的にひも解いて、進め方とか成果が出ているかといった

	ことを単純明快に評価するような、もともとそういうやり方なのです。 大きな問題については、教育委員会の中で日ごろから議論していただくのが一番いいのではないかなと思っています。
教育推進課長	いずれにしても、また次回に改めて提案させていただきます。
委 員 長	よろしくお願いいたします。次は、小学校選択制の希望調査集計結果について報告をお願いします。
学 務 課 長	それでは報告させていただきます。 表は、通学区域外からの受け入れができない21校を除いた52校の希望状況を一覧にしたものです。 受け入れ可能数を超えたのは、松江小学校、南葛西第三小学校、宇喜田小学校の3校です。この3校については、通学地域外から希望した方を対象に抽せんを実施します。 その中で、例年どおりなのですが、お兄さん、お姉さんが既に在籍している方と、指定校変更で入学を許可される方は抽せんの対象から除きます。 また、この3校以外にも受け入れ可能数を超えている学校が幾つかあるのですが、学級を増やすことが可能だという学校はそのまま受け入れるということになりましたので、抽せんはこの3校になったということになります。 以上です。
委 員 長	抽選になる校数は例年と比べていかがですか。
学 務 課 長	昨年が2校で、その前が1校であったと思います。
委 員 長	他にはよろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして平成24年第16回教育委員会定例会を終了いたします。 閉 会 時 刻 午後2時27分